

I 事業所の概要 (事業所で1部ご提出ください)

問1-1 貴事業所の相談支援従事者は何名ですか。

【           】名   うち 専任【           】名   兼任【           】名

問1-2 上記の相談支援従事者の雇用形態をお伺いします。

正 規【           】名

非正規【           】名

問2 相談支援従事者の資格は何ですか。(複数回答可)

①社会福祉士   ②精神保健福祉士   ③相談支援専門員   ④介護支援専門員 ⑤介護福祉士   ⑥社会福祉主事   ⑦看護師   ⑧保健師   ⑨その他(    )
--

問3-1 平成24年度相談件数は何件ですか。            ※【           】件(うち新規受付件数【           】件)

相談件数・・・事例の数ではなく、相談を受けた延べ件数でお願いします。

新規件数、延べ件数相談に関わったケース全てをご記入ください。

問3-2 問3-1の主な相談内容の内訳をご記入ください。

①福祉サービス利用援助(情報提供、相談)	件
②社会資源の活用支援	件
③生活相談	件
④就労・社会参加・進学に関する支援	件
⑤医療、疾患(認知症含む)に関する相談	件
⑥経済、金銭管理に関する相談	件
⑦退院調整	件
⑧権利擁護支援	件
⑨介護支援相談および計画相談等マネジメントに関する相談	件
⑩その他(    )	件
合 計	※ 件

※問3-1 の件数と問3-2合計件数が同数となるように回答してください。

権利擁護支援について(複数の相談員がおられる事業所は各相談員がお答えください)

問4-1 成年後見制度利用に関する相談を受けたことはありますか。

- ある
- ない

問4-2 成年後見制度に関する相談支援で困っていることはありますか。

- ある ⇒問4-3へ
- ない ⇒問4-4へ

問4-3 問4-2 で「ある」と答えた方にお聞きます。その内容は何ですか。(複数回答可)

- ①制度に関する十分な知識がなく、適切な援助ができない。
- ②本人や家族、親族等の調整が困難または理解が得られない。
- ③申立費用や後見報酬など金銭的な問題
- ④適当な後見人候補が見つからない。
- ⑤より専門的なことを相談する人や機関がわからない。
- ⑥その他( )

問4-4 相談に対して適切に支援するために必要な資源やシステムは何ですか。(複数回答可)

- ①本人やその家族にわかりやすいパンフレット
- ②相談対応する職員の能力向上のための研修
- ③成年後見制度利用に関する相談をスーパーバイズ(\*)する機関(者)
- ④第三者後見人の養成やコーディネートするしくみ
- ⑤首長申立の積極的な活用
- ⑥成年後見制度利用支援事業の積極的活用
- ⑦公的機関からの要請に法人後見の活用や、法人後見監督(\*)の機能をもって対応できる機関
- ⑧その他( )

\* スーパーバイズ、後見監督・・・別紙:「語句の説明」参照

問5-1 虐待およびその疑いがある事例の行政への報告はしていますか。

- ①とりあえず全て報告している
- ②適宜評価した上で、全て報告している
- ③適宜評価した上で、報告するものと報告しないものを区別している
- ④あまり報告していない

問5-2 虐待およびその疑いがある事例の行政への報告を迷ったケースはありますか。

- ある
- ない

問5—3 虐待およびその疑い事例の行政への報告を迷った理由は何ですか。(複数回答可)

- ①通報・相談することで支援が複雑になる
- ②書類作成など、事務手続きが煩雑
- ③通報・相談先がよくわからない
- ④相談しても解決に向かうかどうか疑わしい、または困難と考えた
- ⑤対象者本人または家族が通報・相談することを望まなかった
- ⑥その他( )

問5—4 虐待ケースの対応で困っていることは何ですか。(複数回答可)

- ①虐待者および被虐待者に虐待の認識がない
- ②介入を拒否されている
- ③行政の協力が得られない
- ④関係機関の協力が得られない
- ⑤虐待対応、技術などがわからない
- ⑥法的支援が得られない
- ⑦虐待対応のマニュアルやしゅくみがない
- ⑧その他( )

問5—4 困っていることの内容を記述してください

問5—5 虐待への適切な対応に今後必要なことは何だと思いませんか。(複数回答可)

- ①虐待対応等権利擁護支援に特化した専門機関の整備
- ②事業所の体制強化(人員の充実など)
- ③有識者・有資格者による「虐待対応防止チーム」等の設置
- ④措置による分離など行政の主体的な対応
- ⑤措置する施設などの確保と充実
- ⑥地域状況を反映した実行性のあるマニュアル
- ⑦その他( )

問6-1 「権利擁護支援ニーズ」のあるケースに各相談支援事業所に対応ができると思いますか。

対応できる

対応できない

問6-2 「権利擁護支援ニーズ」のあるケースへの適切な相談対応に必要なことは何だと思いますか。

(複数回答可)

①事業所の権利擁護支援に対する体制強化(職員の充実、法律職の配置など)

②権利擁護に特化した専門的な相談支援機関の設置

③関係機関や専門機関のネットワーク

④その他( )

問6-3 事業所への権利擁護に対する体制強化として、具体的に必要なことは何ですか。

(複数回答可)

①権利擁護支援専従の職員配置

②法律職の配置

③職員の増員

④スーパーバイズの確保

⑤研修等による専門性の確保

⑥その他( )

問6-4 「権利擁護に特化した専門的な相談支援機関」の機能として求めるものは何ですか。(複数回答可)

①ケースに関する全体的なコーディネート

②成年後見制度における申立支援及び申立費用の調整

③法人後見および法人後見監督機能

④第三者後見人の養成やコーディネートをする機能

⑤利害関係者との調整

⑥強制介入を含むケースにおける直接的な支援や支援調整

⑦法律職の配置および支援ニーズの法的分析とアプローチ

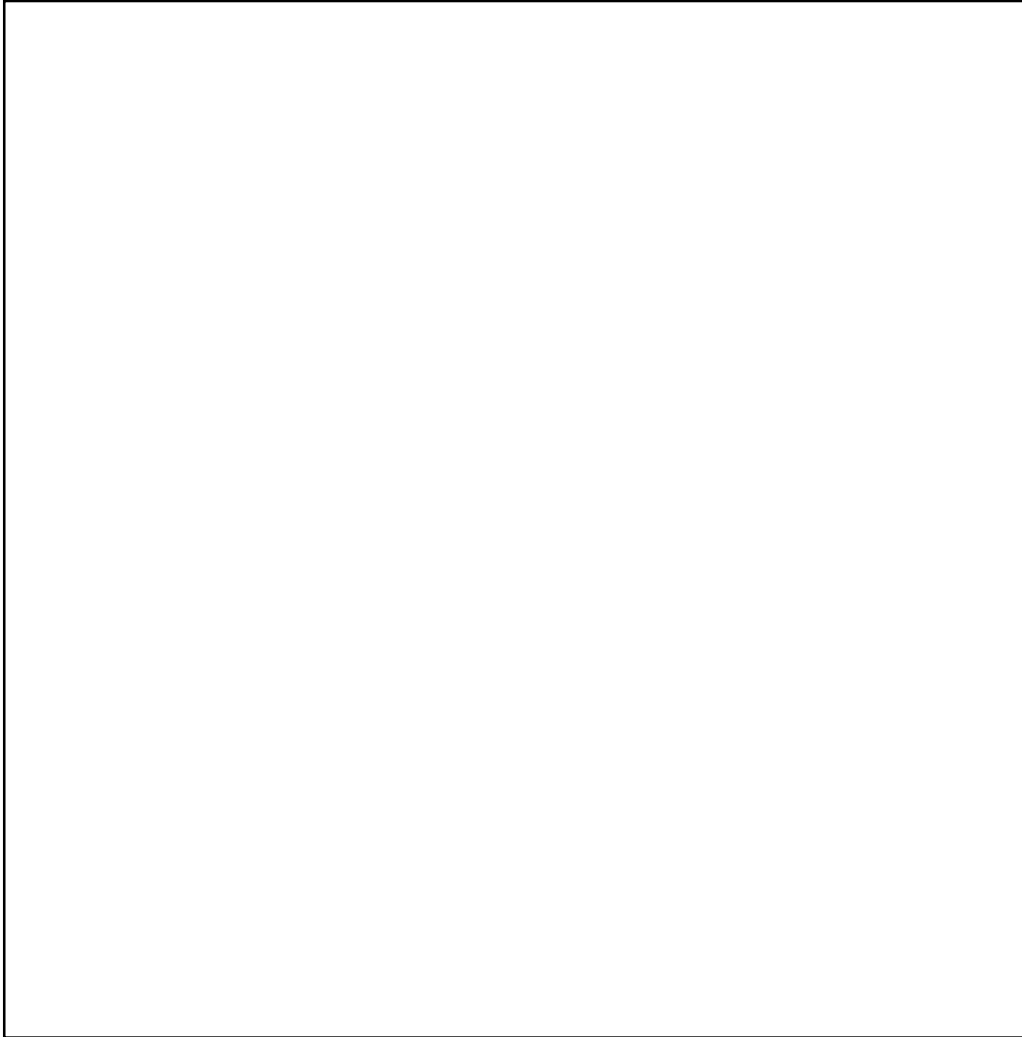
⑧虐待対応の専門的な第三者機関

⑨その他( )

問6-5 関係機関とのネットワークについて具体的な内容をお書きください。

--

問7 権利擁護支援を実践していくなかで日頃感じていることをお書きください。



ご協力ありがとうございました。

## <別紙: 語句の説明>

### ○権利擁護支援

全国権利擁護支援ネットワーク事務局長 上田晴男氏は、「権利擁護」を、①社会的に必要な法的諸権利の行使②権利侵害からの保護、救済③新たな権利の創造の3つから構成すると定義づけており、本人自らが権利擁護を行うための力を発揮できない場合に、社会的な支援によって、権利擁護の実践を確保することを「権利擁護支援」としている。

具体的には、

- 意思決定支援…自己決定支援、コミュニケーション支援、関係性の確保(本人の日常的な人間関係、コミュニケーションの状況、社会的な関係)
  - 生活支援 …福祉サービス利用、日常的金銭管理・所得保証等、見守り支援、医療的ケア
  - 法的支援 …成年後見制度、多重債務の整理、虐待救済、財産管理
- のことを指す。

参考文献:朝比奈ミカ 北野誠一 玉木幸則 編

『障がい者本人中心の相談支援とサービス等利用計画ハンドブック』 ミネルヴァ書房 2013

上田晴男著 「権利擁護支援としての成年後見」『大原社会問題研究所雑誌』 No.625 2010.11

### ○スーパーバイズ

社会福祉施設や機関などにおいて、専門家を養成するための過程で行う、助言や示唆などを行うこと。ここでいう、スーパーバイズは、成年後見制度をより理解したスーパーバイザーが、日常の相談支援者に助言や示唆を行うこと。

参考文献:黒木保博ほか著 『福祉キーワードシリーズ ソーシャルワーク』 中央法規出版2002

### ○後見監督

家庭裁判所は、必要な場合は、成年後見監督人を選任することができ、適切な後見活動を行っているかどうかの監督を行うことができる。成年後見監督人または、家庭裁判所は、いつでも成年後見人に対して後見事務の報告ないし財産目録の提出を求めることができるほか、さらに後見の事務または成年被後見人の財産状況を調査することができる。

参考文献:村田彰ほか著 『わかりやすい成年後見・権利擁護』 2009年 民事法研究会